

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、川上村長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（MMS計測）

二 測量の地域 川上村の一部

三 測量の終了年月日 平成二十六年三月十九日